

NISA非課税期間満了時におけるご案内

一般NISA・ジュニアNISAでお買付いただいた金融商品の非課税期間には期限があり、その期間は5年です。
2019年にお買付されたものが、2023年末で非課税期間満了となります。



●一般NISA口座でお買付された金融商品が非課税期間満了となるお客さまの場合

非課税期間満了となる金融商品を2023年末まで保有していると、非課税期間満了の年末時点の時価で課税口座(※)へ自動で移管されますが、非課税期間満了前に非課税扱いで売却することも可能です。

課税口座(※)へ移管する	年内に売却する
<ul style="list-style-type: none">NISA口座ではなくなり、課税される損失が出た場合、他の金融資産との損益通算が可能移管後の売却時、基準となる時価に注意(裏面、ご注意事項を参照)	<ul style="list-style-type: none">売却益が非課税で受け取れる損失が出ても、他の金融資産との損益通算はできない非課税期間内となる期日に注意

※ 課税口座とは、特定口座(特定口座未開設の場合、一般口座)のことを指します。



●ジュニアNISA口座でお買付された金融商品が非課税期間満了となるお客さまの場合

ジュニアNISA制度は、2023年末で終了します。
非課税期間満了となる金融商品を2023年末まで保有していると、非課税期間満了の年末時点の時価で課税口座(※)へ自動で移管(18歳未満のお客さまは、非課税口座の継続管理勘定(※)へ自動で移管)されますが、非課税期間完了前に非課税扱いで売却することも可能です。

■2024年1月1日時点で18歳未満のお客さま

継続管理勘定(※)へ移管する	年内に売却する
<ul style="list-style-type: none">NISA口座ではないが、非課税で管理される損失が出ても、他の金融資産との損益通算はできない移管後の売却時、非課税で売却が可能	<ul style="list-style-type: none">売却益が非課税で受け取れる損失が出ても、他の金融資産との損益通算はできない非課税期間内となる期日に注意

※ 継続管理勘定とは、ジュニアNISA制度が終了する2023年以降、非課税期間が満了となる金融商品を年末まで保有していた場合、お客さまが1月1日時点で18歳となる年の前年12月31日まで非課税で保有することができる勘定のことです。この勘定は自動で開設されます。

■2024年1月1日時点で18歳以上のお客さま

課税口座(※)へ移管する	年内に売却する
<ul style="list-style-type: none">NISA口座ではなくなり、課税で管理される損失が出た場合、他の金融資産との損益通算が可能移管後の売却時、基準となる時価に注意(裏面、ご注意事項を参照)	<ul style="list-style-type: none">売却益が非課税で受け取れる損失が出ても、他の金融資産との損益通算はできない非課税期間内となる期日に注意

※ 課税口座とは、特定口座(特定口座未開設の場合、一般口座)のことを指します。

2024年から新しいNISAがスタートします!

現行のNISA(一般NISA・つみたてNISA)をご利用中のお客さま、およびジュニアNISAをご利用中で2024年1月1日時点で18歳のお客さまは新制度開始時に「新しいNISA」が自動で開設されます。その際、2023年のNISA投資分は、2024年からの新しいNISAの非課税保有限度額とは別枠で、非課税期間満了年まで運用が継続できます。現行のNISA口座から、新しいNISA口座へ保有商品を移管(ロールオーバー・非課税期間を延長)することはできません。



NISA非課税期間満了時のご注意事項



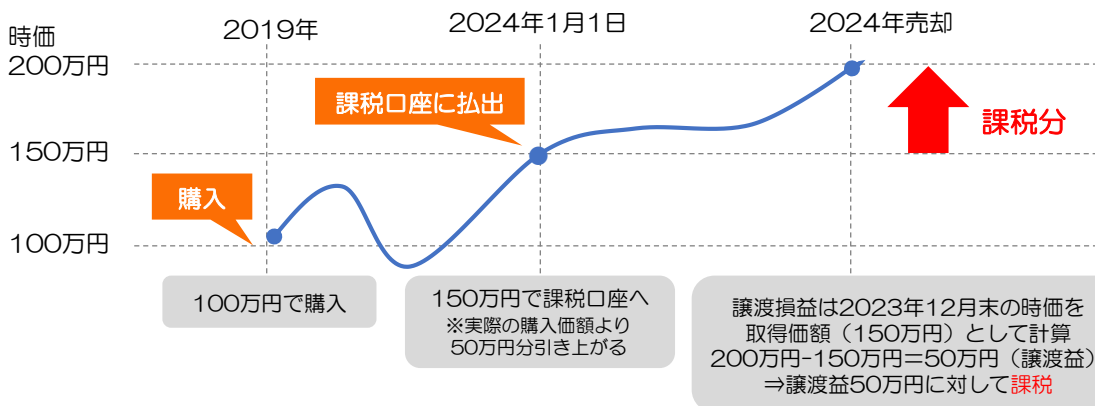
■NISA口座から課税口座に移管された場合

●課税口座に払出後、時価が上昇した場合、売却時に課税される可能性があります。

例 100万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座に払出後、100万円で売却



例 100万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座に払出後、200万円で売却



課税口座へ払出時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ払出時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

■非課税期間内に売却する場合

売却益は非課税になります。

- ・受渡日が非課税期間内（非課税期間満了となる年の12月末まで）となる取引が対象です。
- ・非課税期間内に支払われる配当金・分配金は、非課税となりますが、非課税期間満了後（年をまたいで）に支払われる配当金等は非課税になりません。

■NISA口座から継続管理勘定に移管された場合（翌年1月1日時点で18歳未満のお客さま）

- ・2023年の制度終了時点で18歳になっていないお客さまについては、2024年以降の各年において非課税期間が満了となった金融商品が自動で継続管理勘定に移管されます。
- ・継続管理勘定では1月1日時点で18歳である年の前年12月31日まで、金融商品を非課税で保有し続けることができます。
- ・継続管理勘定では売却は可能ですが、新規の買付を行うことはできません。